

(現行)

事業名	事業内容	補助限度額
1.地区別地域福祉活動計画推進事業 (事業費1/2補助)	計画検討会議、役員研修、連絡会議 ※地区別地域福祉活動計画の検討会議、役員・各種団体等を対象とした研修、連絡会議等	10,000円以内
2.福祉調査活動 (事業費1/2補助)	住民福祉意識調査 ※地域の福祉課題を把握等	10,000円以内
3.広報啓発事業 (事業費1/2補助)	1.地区社協だより ※地区の福祉活動を啓発するための地区社協だよりの発行、原則年3回以上の発行で全戸配布	40,000円以内 ただし地区社協単位でない場合 20,000円以内
	2.福祉懇談会 ※住民を対象に考える懇談、集い等	10,000円以内
	3.福祉講座 ※福祉講座、健康教室、介護予防教室等	10,000円以内
	4.ふれあいまつり ※地区福祉まつり、ふれあいの集い等	30,000円以内
4.地域実践事業 (事業費1/2補助)	1.見守り安心ネットワーク ※地域ぐるみの見守り・声かけ・助け合い活動、災害時要援護者の見守り支援、支え合いマップづくり、子ども見守り活動等	20,000円以内
	2.地域ボランティア活動 ※地区ボランティア部会活動、買い物支援・ごみ出し・雪かき等地域で活動するボランティアの育成	30,000円以内
	3.介護者支援事業 ※介護者の集い、介護講習等	10,000円以内
	4.子育て支援事業 ※子育てサロン、子育て講座等	10,000円以内
5.ふれあい・いきいきサロン事業 (事業費10/10補助)	町会単位で気楽に集まって、お茶などを飲みながら話すことにより、心配ごとや孤独感を解消し、生きがいを高めることを目的に行なう事業	1回2,000円 1町会20,000円 上限
6.地域福祉コーディネーター設置事業 (事業費10/10補助)	地区別地域福祉活動計画の推進及び地区社協活動を活性化するために、企画立案、連絡調整等を行なうコーディネーターの設置経費 《要件》 地域福祉コーディネーター研修会(年2回予定)や情報交換会への参加が必須	150,000円以内

(見直し後)

事業名	事業内容	補助限度額
地域福祉活動推進助成事業の見直しと組み換えを行い、松本市社会福祉協議会の「地域福祉推進活動方針」にもとづき、各地区で住民が主体性を持って活動する事業を支援するために助成を行うものとします。		
(改) ◎地区別地域福祉活動計画推進事業	地区ニーズや課題の把握、課題解決の取組みの検討、取組みの役割分担、地区内の合意形成等の地域福祉活動、会議、研修等に関する活動	20,000円上限 (地区単位)
(改) ◎活動方針(重点取り組み事業)にもとづく「見守り安心ネットワーク事業」	身近な範囲で、支援が必要な人(子どもから高齢者まで)を見守り、支えるための市民と専門職や地域ぐるみのネットワークづくりに関する活動	20,000円上限 (地区単位) 20,000円上限 (町会単位)
(改) ◎活動方針(重点取り組み事業)にもとづく「地域福祉活動拠点整備事業」	子どもから高齢者まで、孤立しない地域づくりのため、「サロン」、「カフェ」、「ふれあいの集い」等の、身近で集い、出会い、交流し、活動する場(通いの場)づくりに関する活動	40,000円上限 (地区単位) 20,000円上限 (町会単位)
(改)◎活動方針(重点取り組み事業)にもとづく「地域ボランティア活動事業」	社協事業(有償生活支援事業)の手法を取り入れる等、住民が主体的に関わった地域での生活支援の仕組みづくりや、ボランティア等の支え手活動や育成等に関する活動	50,000円上限 (地区単位、地区内の限定町会活動も可)
(改) ◎福祉の知識・意識向上活動事業	住民の福祉(介護含む)知識・意識向上のための講座、研修、教室、広報等の活動に関する活動 (※地区社協だより:3回以上発行/年、全戸配布)	70,000円上限 (地区単位) 地区単位でない広報20,000円以内
※各補助金とも上限額とし、上限額に達しない事業は事業額を交付(千円未満切捨て)		
(新) ◎生活支援体制整備事業	住民が主体的に取り組む、地区内の子どもから高齢者までの生活支援体制整備に関する地域活動	均等割50,000円 +戸数割50円 ×会費戸数の 合計額、ただし 200,000円以内 (地区単位)
※7月末に申請事業の配当額の10割を配当し、2月末実績報告及び精算		